

失業などにより、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的に必要な資金の貸付を行います。

総合支援資金のご案内

(総合支援資金の利用には、原則、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が必要です。)

1 対象となる世帯

次の①～⑦すべてに当てはまる世帯。

- ①低所得世帯※(市町村民税非課税程度)であって、失業や収入の減少などにより生活に困窮していること。
- ②申請者(自らの就労収入によって6ヶ月以上生計を維持していた方)が、その仕事を離職または減収になってから2年以内であること。また、申請時に65歳未満であり(年金給付を受けられている方については貸付できません)、健康で常用就職が可能であり、求職活動を中心とした生活を送ることができること。
- ③公的な書類などで本人確認が可能であること。
- ④現に住居があること。あるいは「自立相談支援事業のうち住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込めること
(※現段階で住居を喪失している方は、先に「自立相談支援事業」の相談を受けていただきます)。
- ⑤神奈川県社会福祉協議会、担当の市区町村社会福祉協議会や関係する機関からの継続的な相談支援を受けることに同意していること。
- ⑥貸付と相談支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、貸付金の返済が見込めること。
- ⑦現に、失業給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費をまかなうことができないこと。

《低所得世帯とは…》

直近3ヶ月の収入の平均が低所得世帯の基準(概ね生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍程度以下。現在の目安は、単身:135,000円、2人世帯:202,100円、3人世帯:270,200円、4人世帯:332,500円、5人世帯392,300円 ※家族勤労加算、家賃加算あり)以下であるか、または「住居確保給付金支給対象者証明書」「住居確保給付金支給決定通知書」のいずれかが発行されている世帯です。

※次の世帯は対象となりません。

- 生活保護世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- 生活状況が確認できない世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯

2 貸付費目・貸付額等

貸付費目	主な用途	貸付額等
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	複数世帯:月額20万円以内 単身世帯:月額15万円以内 ※初期貸付は3ヶ月を目安(最長12ヶ月)
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	滞納している料金を支払わないと生活に著しい支障が出る公共料金の立て替え、就職するのに必要な支度費や技能を習得するための経費 など	60万円以内 ※一時、転居を伴う家具什器購入等は20万円以内とします。 ※負債整理のための貸付は対象外です

3 連帯保証人 原則として1名必要です。連帯保証人を立てることが難しい場合も申込みは可能です。

4 貸付金利率 連帯保証人を立てた場合 無利子（※連帯保証人を立てられない場合は年1.5%）

5 据置期間・償還期間

据置期間は最終貸付日から6ヶ月以内

償還期間は据置期間終了後10年以内（最終償還期限到達時の年齢は75歳以下）

※償還計画期間が過ぎても償還を終えていない場合は、残元金に対して年利3.0%の延滞利子が発生します。

6 申込に必要な書類

借入申込に際しては、本会の所定する借入申込書一式の他、次の書類を揃えてください。

（必要な書類は相談内容により追加して提出を求める場合があります。また、必要な書類が揃えられない場合は市区町村社会福祉協議会にご相談ください。）

ア) 世帯全員の住民票等、世帯の状況がわかる書類

イ) 借入申込者の運転免許証、健康保険証等、本人確認ができる書類

ウ) 借入申込世帯の資力が明らかになる書類（収入により生計を維持していたことが確認できる書類として、給与明細書・源泉徴収票・確定申告書・預貯金通帳の写し 等）

エ) 連帯保証人の資力が明らかになる書類（連帯保証人を立てる場合：源泉徴収票や確定申告書 等）

オ) 借入申込世帯が他制度による給付や貸付を受けている、あるいは申し込んでいる場合、その状況がわかる書類

カ) 求職活動など、世帯の自立に向けた取り組みについての自立計画書（「自立計画書」については、相談窓口で説明いたします）。

キ) その他、借入に必要な額の根拠がわかる書類（契約書、見積書、請求書 等）

◎自立相談支援事業のうち住居確保給付金の申請者で「住宅入居費」を申し込む場合には以下の書類も必要になります。

①不動産業者から交付され、自立相談支援事業窓口確認済みの「入居予定住宅に関する状況通知書」写し

②自立相談支援事業の担当窓口より発行された「住居確保給付金支給対象者証明書」写し

③借用書（相談窓口で用意します）。

④不動産賃貸契約書（停止条件付）または居住予定不動産の重要事項説明書 ※上記の ア）、イ）は必要ありません。

《留意事項》 必ず、お読みください。

◆貸付にあたっては審査があります。また、審査内容等についてはお答えできません。

◆貸付審査により、申請書及び添付書類等の記載事項の内容に事実と相違がある場合や本貸付の目的を達成する見込みがなく、償還困難であると判断した場合には、資金の貸付は行いません。

◆申請者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと（廃業届等の書類の提出が必要となります）。今後、自営業を始める方も対象外です。

◆負債がある場合は、負債総額、返済月額、返済状況等を確認させていただきます。債務の状況について全てお話をいただけない場合は、貸付の相談は進められません。

◆既に多額の負債がある場合には、弁護士等の専門家に債務について今後の返済計画や更なる貸付を受けることなど相談・アドバイスを受けてもらうことが必要となります。

◆事業の目的遂行に必要な範囲に限り、関係機関・者に対して、個人情報照会、または提供し、提供されることがあります（個人情報の取扱いについては、申請相談の際に確認させていただきます）。

◆市区町村社会福祉協議会との連絡は、相談支援を含め確実にできる状況であることが前提となります。また、資金を借り受けた者の就職が決まった場合、あるいは転居など、世帯の状況に変化があった場合には、必ず市区町村社会福祉協議会に連絡していただきます。

◆借入金を目的外に使用したときや虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また必要な連絡を理由なく怠った場合、貸付金の一括償還や貸付の停止を行います。

◆貸付の可否にかかわらず、提出いただいた書類の返却は行いません。

★お問合せ・ご相談は、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ